

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、

申請により **国民健康保険税が減免** となります。

※令和4年度の減免は、令和3年度に実施した減免から「減免の対象となる保険税」と「前年収入および前年所得の対象となる年」が変更となっていますのでご注意ください。

## 【減免の対象となる保険税】

### ○令和4年度分の保険税

＜普通徴収の方＞

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来するもの

＜特別徴収の方＞

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に特別徴収対象の年金給付の支払日が設定されているもの

### ○令和3年度分の保険税

＜普通徴収の方＞

令和3年度末に資格を取得したこと等により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来するもの

## 【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**

注：申請にあたっては、医師の診断書等が必要となります。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税の一部を減額**

### ※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、前年\*に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年\*の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年\*の所得の合計額が400万円以下であること

\*「前年」とは、令和4年度分の保険税では令和3年、令和3年度分の保険税では令和2年を指します。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

(裏面へつづく)

○**保険税の減免額**は、**減免対象保険税額** ( $A \times B/C$ ) に**減免割合** (D) をかけた金額です。

**減免対象の保険税額** ( $A \times B/C$ )

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額  
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年\*の所得金額  
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年\*の合計所得金額

**主たる生計維持者の前年\*の合計所得金額に応じた減免割合** (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)  
400万円以下の場合 : 10分の8  
550万円以下の場合 : 10分の6  
750万円以下の場合 : 10分の4  
1,000万円以下の場合 : 10分の2

\*「前年」とは、令和4年度分の保険税では令和3年、令和3年度分の保険税では令和2年を指します。

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険税額の全部を免除します。

(廃業等届出書または事業主の証明書等が必要となります。)

※倒産・解雇・雇止めなど、会社都合による退職の場合は、非自発的失業者の保険税軽減制度が優先されます。

申請に必要な書類等の詳細については、青梅市ホームページをご確認いただくか、以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

青梅市市民部保険年金課資格賦課係 電話：0428-22-1111（内線2114・2115）

青梅市ホームページアドレス: <https://www.city.ome.tokyo.jp/>

## 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

### ○対象者

青梅市国民健康保険の被保険者で給与等の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる方

### ○支給要件

仕事をするができなくなった日から起算して連続3日を経過した後、4日目以降仕事に就くことができない期間について、傷病手当金を支給します。

詳細は、青梅市ホームページをご覧ください。

青梅市市民部保険年金課給付係 電話：0428-22-1111（内線2116・2119）

青梅市ホームページアドレス: <https://www.city.ome.tokyo.jp/>

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時に納付することができない場合は、収納課へお早めにご相談ください。

青梅市市民部収納課 電話：0428-22-1111（内線2165～2169）